

平成20年度 ひたちなか少年サッカー8人制リーグ 大会要項

- 1 目的 この大会は、市内少年サッカーの技術向上を図ると共に、8人制サッカーを通してフェアプレーの精神を養い、ボールに触れる機会が増えることでサッカーの楽しさを感じさせることを目的とする。

- 2 期 日 4年生の部：6月 7日、10月11日
 (予定) 5年生の部：6月 日、10月12日
 6年生の部：6月15日、10月13日、未定

- 3 会 場 市サッカー協会グラウンド

- 4 参加チーム 4年生の部：16チーム
 5年生の部：15チーム
 6年生の部：14チーム

- 5 大会規定
 - ①競技規則 日本サッカー協会8人制競技規則による。
 ただし、5年生の部については7人制とする。
 - ②ピッチサイズ 4年生、5年生の部については、縦50m×横38m
 6年生の部については、縦66m×横50m
 - ③競技方法 各学年ブロックに分けリーグ戦を行う。
 - ④試合時間 12分－5分－12分
 - ⑤順位決定 勝点の多いチーム（勝ち3点、引き分け1点、負け0点）、対戦チームの勝敗、得失点差の多いチーム、総得点の多いチーム、抽選の方法で順位を決定する。
 - ⑥チーム編成 1チームの選手人数は8人以上とし、1試合につきチーム全員が
 及び条件 12分以上、出場できることとする。（怪我等の場合を除く）
 - ⑦選手交代 自由な交代を適用する。

- 6 その他 ●大会中のけが、事故等については各チームにおいて処理し、主催者側は責任を負わないものとする。

J F A 8人制サッカー競技規則

ルールの基本的考え方

- ①審判1人制を採用することにより、選手のフェアプレー精神を養う。
- ②審判員を信頼し、判定に対して不平不満を表さない。
- ③審判員の決定に従いつつ、ラインアウトについてはプレーヤーが申告するフェアな姿勢を養う。
- ④指導者や保護者など、大人のフェアプレー精神も養う。

審判員の試合運営上の留意点（共通理解）

- ①1人制であることから、よく動き、よい位置取りを心がけて説得力ある判定を目指す。
- ②オフサイドの判定については、主審の見解で明確な場合のみを罰し、原則的に「疑わしきは罰せず」の考え方をとる。
- ③スローインについては、ファールスローなどの違反を探すのではなく、明らかな場合のみを罰し指導も行う。
- ④フェアプレーの精神、よいマナーを養う目的から判定に対してや他の人に対する言葉にも注意を払い指導をしていく。

ルールについて：8人制の主旨を徹底させるためにのみ必要な変更を行う

第1条 競技のフィールド

- ①全日本少年サッカー大会に準じる。ただし、フィールドの大きさは通常の半分の大さを推奨する。
- ②マークなどの長さ、ゴールの大きさは次のとおり
 - ・ペナルティエリアの縦：12m
 - ・ペナルティマーク：8m
 - ・ペナルティアークの半径：7m
 - ・ゴールエリアの縦：4m
 - ・センターサークルの半径：7m
 - ・ゴールの大きさ：5m×2m

第2条 ボール

- ①少年用の4号球

第3条 競技者の数

- ①8人（内1人はゴールキーパー）とする。
- ②交代要員の数は競技会規定で定める。
- ③交代は「自由な交代」とする。

第4条 競技者の用具

- ①変更なし

第5条 主審

- ①主審1人制とする。

②予備審判員1名を指名する。(記録, 交代管理, 主審負傷の場合交代)

第6条 副審

①副審を配置しない。

第7条 試合時間

①競技会規定により定める。

第8条～第11条 変更なし

第12条 反則と不正行為

①警告, 退場は11人制サッカーの規則を適用する。ただし, 退場の場合, 該当チームは交代要員の中から競技者を補充する。

【監督の3分間一時退席】

監督を含めたベンチ役員が判定に対して異議を示し, 主審から一度注意を受けた後に, 再度, 監督あるいはベンチ役員が異議を示した時は, 主審の判断により監督を3分間の一時退席とする。(予備審判員席の横に着席)

また, チームに係る保護者からの異議があった場合には, 当該チームの監督を上記のとおり処分とする。

※監督が一時退席している間はそのチームのコーチングを不可とする。

第13条 フリーキック

①相手競技者は7m以上ボールから離れる。

第14条～第16条 変更なし

第17条 コーナーキック

①ボールがインプレーになるまで相手競技者は7m以上離れる。

〈技術委員会からの提案〉

「グリーンカード(誉める)」制度の導入について

- ・プレーヤーの模範となる態度, 行動を「誉める」という姿勢で積極的に評価する制度
- ・この制度を導入した場合, イエロー/レッドカードの懲戒罰のカードとは違うものであることを周知していく必要がある。
- ・制度の導入, 評価の基準等については, 技術委員会, 審判委員会にて今後の検討予定